

○山井分科員 これから三十分にわたりまして、子供の貧困の問題、また、住民税非課税限度額への連動、このことによって非課税世帯であった低所得の方々に対してさまざまな問題点が出ないのか、そういうことについて質問をさせていただきたいと思います。三十分という短い時間でして、田村大臣、そして平嶋審議官、お二人に簡潔にお答えをいただければと思います。

田村大臣、私も、この質問をもう何度も何度も繰り返し、子供の貧困、生活保護基準の史上最大の、最大が一〇%、平均六・五%の引き下げ、質問をさせていただいております。

私も、もともと大学で酵母菌の研究をしておりましたが、なぜ政治家を志したかといいますと、学生時代に児童福祉施設で、虐待を受けた子供たち、あるいは貧困家庭の子供たちの遊び相手のボランティアを六年間しております、その中で、本当にやはり、最も困っているこういう子供たちの声というのがなかなか政治に届いていない、そういう子供たちの苦しみや涙を見て、方向転換をして政治を志したわけであります。

そういう私の立場からすると、今回、生活保護、史上最大の切り下げで、特に子育て世帯を多く切り下げていく、おまけに、その理由がデフレである、インフレターゲットで生活必需品は価格が上がっているにもかかわらず、デフレを理由に下げていくということに関しては、私は、やはりこれは問題だと思っております。

国民は生活保護の適正化は求めていますし、私も適正化はしっかりやらねばならないと思っておりますけれども、そういう貧困家庭の子供たちのところを削れというふうに思っている人、あるいは、それに連動して多くの低所得者の給付をカットしたり、自己負担をアップさせろということまでは、国民も望んでいないと思っております。

まず、このフリップを見ていただきたいんですが、配付資料がきょうはたくさんございますが、一ページ目です。

これは、長妻さんも隣におられますけれども、長妻大臣のときに、生活保護の母子加算を復活させました。このときに、母子加算が復活して何が変わりましたかという調査を厚生労働省がされましたら、子供の教育費、そして子供の学校行事に関する費用がふえたという方が、母子家庭が五〇%ずつ。そして、何よりも、子供の進学や学校行事への参加について、六二%が、積極的に考えるようになった、または、やや積極的に考えるようになったと答えておられます。

私も、今回、非常にうれしかったのは、あるお母さんが、息子が大学に入ることができました、やはり、高校授業料無償化、そして母子加算の復活がなければ、息子は大学に行けなかったと思いますと言って、生活保護家庭のお母さんからそういう声を聞きまして、やはり本当によかったなというふうに思いました。

そこで、田村大臣にまずお聞きしたいんですが、今回、生活保護を大幅にカットするわけですが、子供への教育費とか学校行事に関する費用、これは削られることになりませんか。

○田村国務大臣 もう何度も申し上げておりますけれども、今回、四・七八%、物価部分で適正化をするというのは、そのとおりであります。

しかし、子供の数が多、子供の数が多といいますか、子供のおられる家庭等々を含めて、非常に引き下げ幅が大きくなるのではないかというふうにおっしゃられますが、その部分は、実は、我々が政権をいただいてから決めたことではなくて、民主党政権時から検討会で議論をいただいた、その中において出てきた結論においてそうなるわけでございますから……（山井分科員「そんな結論出していません」と呼ぶ）いや、そうじゃないんです。

それは今、山井委員が御質問の中で、家族の多いところが下がるというのは、デフレをやったからだとおっしゃられるから、そうじゃなくて、デフレ部分は全ての家庭においてかかる部分であります。家族が多い部分に関しては、デフレは引き下げ幅が大きい意味ではなくて、それ以前の、要は、それぞれの地域でありますとか年齢でありますとか、それから家族の数、これにおいての是正をする。

これは、生活保護世帯間の公平性を図るという意味でやったことでありまして、それは、以前の民主党政権時から進めてまいった検討会での結果をいただいた上でそのようなことになるわけでございまして、そこはひとつ御理解をしっかりといただきたいというふうに思います。

その上で、教育はどうだというお話でございますけれども、例えば教育扶助、これに関しては引き下げ対象になっておりません。それからまた、一方で、高校への就学費、これに関しましても、これも引き下げ対象になっておりません。

さらには、学習支援でありますとかいろいろな対応をやっておるわけでございまして、今までは中学校三年生が対象でございましたけれども、これからは中学校一年生から学習支援等々の対象にしようということでございますから、子供たちの教育に関する部分に関しては、さらに強化をしていこうというような方向でございまして、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○山井分科員 何点かありますが、民主党政権であれば、このような大幅な引き下げは全くやっておりません。

さらに、基準部会の委員の先生方の名誉のためにも言いますと、基準部会の方々も、このような大幅な引き下げをしろなんということは全く言っておりませんし、子供の貧困の連鎖が拡大しないように、他制度への波及がしないようにということを言っております。

それで、今、田村大臣、教育扶助とかは削っていないとおっしゃいますが、そういうわかり切ったことを聞いているんじゃないんですよ。その名目は切っていないなくても、一万円から二万円、生活扶助費が削られるわけでしょう。そのことが教育費や子供の進学費用にしわ寄せが行くのは当然じゃないですか、それは。当たり前じゃないですか、受け取った家庭にとったらお金が減るわけですから。だから、そういう意味では、もう少し真摯に御答弁をいただきたいというふうに思います。私は建前の話をしていないんじゃないんですよ、これは。

それで、次に、そのことに関連して、例えば板橋区の調査でも、不登校のお子さんが中学生においては四・八倍、一般の家庭よりも生活保護の家庭の方が多いというデータがございまして。

そこで、質問通告もしておりますが、田村大臣にお伺いしたいんですが、一般の御家庭のお子さんたちと、そして生活保護家庭のお子さんたち、高校、中学、小学校の不登校率や中退率について、厚労省からいただいておりますのは、A市というある市のデータをもらいましたが、このA市と全国一般とを比較して、今言った中退、不登校率はどのような状況で、どれぐらいの差があるのでしょうか。

○田村国務大臣 名前は明かせないので、A市というような形で出させていただきました。

まず、高校生の中退率、これは、全国約一・六％、A市約三・四％、これは生活保護世帯ということでありまして。

それから、不登校率は、小学校、全国平均が〇・三％、A市の生活保護世帯の状況が一・七％、中学生、全国平均二・六％、A市の生活保護世帯、約一〇・二％、高校生、全国約一・七％、A市の生活保護世帯、約三・六％でございまして、これはA市同士では比較しておりません。

全国平均とA市の生活保護世帯という比較の仕方ではございまして、比較対象になるかどうかは、これは私も疑問を持っております。

○山井分科員 これも通告しておりますが、今おっしゃったような前提を置いて、大体何倍ぐらいそれぞれ高いわけですか。

○田村国務大臣 まず、高校生の中退率ですけれども、二・一倍です。小学生は約五・七倍、中学生は三・九倍、高校生は二・一倍でございまして。

○山井分科員 私は、これは非常に深刻だと思うんですね。なぜならば、子供は当然、家庭を選ぶことができません。みんな、学校に行きたい、進学したいという思いを持っている子供たちが多いわけです。しかし、家庭の状況によって不登校率や中退率が、今おっしゃったように、数倍の開きがあるわけです。

田村大臣、このことについてお願いが二つあるんですけれども、一つは、今、A市では一般のデータと比較していないということなので、そのA市との比較のデータを出していただきたいということと、このA市一つしか実態がわかっていないんです。やはり、今、残念ながら、こういう生活保護を子育て世帯を直撃する形で引き下げようとしている以上は、現状を把握することが大事だと思いますので、A市以外にもこういう不登校や中退がどうなっているのかという調査をしていただきたいと思います。

この二点についてお答えください。

○田村国務大臣 まず、A市の生活保護世帯での高校中退または不登校の皆様方の理由を若干調べましたけれども、勉強の不振、友人等の人間関係がうまくいかないなどの一般的な学生でもあるような理由でありまして、経

経済的な理由であるということではなかったというふうに承知をいたしております。

それから、ほかの市でも調べろというようなお話でありますけれども、なかなかこれは難しいんです。それはプライバシーに入っていく話でございますし、いろいろな世帯でいろいろな状況がございますから、それを総合的にアンケートみたいな形でしっかり把握できるかどうかといいますと、かなり難しい問題だと思っておりますので、ちょっとよく精査をさせていただきたいと思っております。

○山井分科員 やはり、問題の解決というのは、現状把握なくして進まないんです。私は、厚生労働省が、本気で子供の貧困の解決、あるいは田村大臣がおっしゃったように、こういう貧困の子供たちに悪影響を及ぼさないというのであれば、きっちり実態調査をして、それが悪化していないか、向上しているかというのは調べるのが当然の筋だと思います。

今、田村大臣がおっしゃった、この中退や不登校が経済的な理由ではないんだ、この配付資料にもございますけれども、正直言って、私はそういう建前の答弁はもう聞きたくないんです。経済的理由も関連しているに決まっているじゃないですか。やはり、それは、経済的理由とかさまざまな理由が複合しているんです。

やはり、田村大臣、日本の国の厚生労働大臣なわけですから、そういう実態と乖離した建前の答弁は、私はやめてほしいと思っております。本当に、私の知り合いでも、経済的な理由で中退した人はいますよ、実際。いるに決まっているじゃないですか、それは。だから、そこは、そういう建前の議論はやめていただきたいと思っております。

そこで、この問題がより深刻なのは、生活保護家庭だけではなく、連動していくんですね。

きょうも資料をたくさんお配りしておりますが、例えば就学援助。就学援助というのは、この五ページにもありますけれども、全国で今、百四十二万人ぐらい利用しておりますが、次の六ページにもありますように、就学援助を受けられる基準は、生活扶助基準の一・一倍以下、一・二倍以下というふうに、これを基準にしているんですね。

これについては、今までの文部科学省の見解の中でも、七ページにあります。この就学援助を生活扶助基準が下がったときに来年度からどうするかということは、各市町村において判断していただくとなっているんです。ということは、残念ながら、地方分権の時代ですから、やはりこれは削られるところも出てくると思っております、市町村の判断ですから、財政的な理由もあるから。

さらに、同時に、住民税非課税限度額が引き下げられれば、連動して負担増や給付カットになる制度が九ページからたくさん、これは長妻議員が今までから取り上げておられますが、数十あるわけですね。一番大きいのは、介護保険料が軽減されている人たちが一千七百万人おられるわけですが、この中の、下手したら何十万人か、下手したら百万人以上、非課税限度額から外れてしまう危険性があるし、子供に関しては、十一ページにもありますように、幼稚園就園奨励費補助や高等学校等就学支援金というのが、非課税世帯から課税世帯になると大幅に削られてしまう。

そういう意味では、これは単なる生保家庭の子供たち二十数万人だけではなく、多くの低所得世帯の子供たちに連鎖をしていく危険性が極めて高いわけでありまして。

そこで、総務省から平嶋審議官にお越しをいただいておりますが、これは一番最後のページにあるんですが、このことに関して、閣僚懇談会で合意文書があるわけですね、生活扶助基準見直しに関する対応方針。

この資料、これは割と不思議なんです。その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度に関しては、できる限りその影響が及ばないように対応をするということを経済的な考え方とすると。ところが、個人住民税の非課税限度額等というところについては、その文言はあえて入っていないんですね。あえて入っていないんです。

そこで、平嶋審議官、お聞きしますが、来年度から生活扶助基準の変動に従って非課税限度額を変える税制改正の議論を年末にすると思うんですが、この生活扶助基準引き下げの影響を極力なくすということで閣僚間で合意はされていますか。

○平嶋政府参考人 山井先生の御質問にお答えします。

事実関係ということでございますが、二月五日の閣僚懇では、厚生労働大臣、総務大臣の発言を踏まえて官房長官から一定の取りまとめの御発言があったと伺っておりますので、厚生労働大臣それから総務大臣から申し上げ

げた方針については、一応共通の理解があるということだと存じております。

その際に、田村厚生労働大臣からは、個人住民税の非課税限度額等について、平成二十六年年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応することを政府で確認いただきたいと。その一方、新藤総務大臣からは、個人住民税の非課税限度額については、これまで、生活保護基準額の改正を踏まえ、翌年度の税制改正において所要の見直しを検討することとしていること、今回の生活保護基準の見直しに係る非課税限度額のあり方についても、厚生労働省の考え方も十分に伺いながら、平成二十六年年度以降の税制改正において、与党税制調査会における議論も踏まえて検討することという発言があったというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○山井分科員 非常に曖昧な答弁なのですが、私の聞いたことにストレートにお答えください。

生活扶助基準の引き下げが住民税非課税限度額の引き下げに、影響を極力なくすということで閣僚間で合意をしているんですか。それとも、合意はしていないんですか、まだ。

○平嶋政府参考人 お答えいたします。

私の方からは事実関係しかなかなかお答えできないところでございますけれども、総務大臣から申し上げましたのは、先ほどのとおり、与党の税制調査会において、厚生労働省のお考えも十分に伺った上で検討していくということをお願いしており、それが了承されているというふうに理解しております。

○山井分科員 残念ながら、ということは、極力影響をなくすということで閣僚間で合意したという答弁はできないということですか。

○平嶋政府参考人 私の方から申し上げられるのは、文字どおり、大臣が申し上げたことのとおりでございます。厚生労働省の考え方も十分に伺って、平成二十六年年度の税制改正において、与党の税制調査会の議論も踏まえて検討することということでございまして、それが合意されているというふうに理解をしております。

○山井分科員 田村大臣は、四月三日の私の質問に対する答弁で、今の生活扶助基準引き下げを、住民税非課税限度額への影響を極力なくす閣僚間で合意していると答弁をされているんです。

今、平嶋審議官は、そのことは答弁できないということなのですが、田村大臣、それは総務大臣と合意しているということでしょうか。

○田村国務大臣 まず、先ほどのお子さん方の問題ですけれども、授業料が払えなくて学校をやめなきゃいけないという子供はいないということは、これは間違いなことでありまして、まさにあなた方がつくった法律でそうなっているわけでありまして、そこはちゃんと御理解をいただかないと、みずからつくった法律がおかしいという話になりますよ。そこは申し上げておきます。

その上で、今のお話ですが、今、総務省の方からあったのは、要は、新藤大臣がお答えになられたその話をおっしゃったわけでありまして、今回、閣僚懇談会ですか、閣議後の懇談会で我々が一応合意した内容の中に、三番目にこう書いてあるんです。「今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないように、引き続き、各府省のご協力をお願いします。」と。いいですか。「今回の生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に影響ができる限り及ばないように、引き続き、各府省のご協力をお願いします。」こういう一言が入っているんです。

ですから、私はこれをもってして合意したというふうにお答えをしたということです。

○山井分科員 これは何十万人、あるいは百万人以上、これは全部で三千百万人いるわけですからね。これがはねると大変なことになりますよ、これは。格差がどんどん拡大します。できる限りと今おっしゃいましたが、過去、前回〇・九%削減したときは1%以上引き下げになっているんです。

それでは、平嶋審議官にお伺いしますが、要は、議論のベースは、今回六・五%下がりますね。六・五%がベースで、そこから、今の厚労省の言い分などを聞いて、六・五%ではきついな、五%にしようかな、四%にしようかなと議論するんですか。それとも、ゼロベースで、そもそも、この生活扶助基準が引き下がったことを影響させるかどうか、影響させないという選択肢もあるんですか。

○平嶋政府参考人 私の方から申し上げますのは、先ほど申しましたとおりでございます。平成二十六年年度の税制改正におきまして、与党の税制調査会の御意見も伺いながら、厚労省の御意見も十分に伺って検討することでございます。

その際に、今、先生いろいろおっしゃられたようなことについて、多様な御意見もあろうかと思いますが、それはもう十分踏まえて検討していくということになろうかと思っております。

以上です。

○山井分科員 ということは、頑張りますということですね。

ただ、要は、連動しないという担保はあるんですか、ないんですか。これは、連動し出すと、百万人以上の高齢者の介護保険料がアップしたりする危険性がありますからね。これは小さな話じゃないですよ。後期高齢者医療制度のときも、法案審議のときには、いや、それほど自己負担はふえませんかよと言っていて、実際に導入したら、多くの人の自己負担がふえて大混乱になったわけですから。私はそのことを今言っているわけなんです。

ということは、ある程度連動する可能性もあるということですね、田村大臣。

○田村国務大臣 まず、今年度は関係ないという話でございますね。(山井分科員「来年度」と呼ぶ)

来年度に向かっては、なかなか総務省も答えづらいのは、我が政権下といえますか、要するに、自公政権下の中におきましては、与党の税制調査会の発言権は非常に強いというのは前から申し上げておるとおりでございます。

その中で、私の方からも税制調査会の幹部の方々に、今の点、大変心配な点があるので、そもそもは、生活保護家庭とそれから一般の低所得者家庭との間の乖離というものがある程度平らにしていかなきゃならぬであろうという話の中から、今回の適正化という問題が出てきたわけでありますから、その一般の低所得者世帯に影響を及ぼすという話になると、委員が今おっしゃったとおり、何のために今回の適正化をやったかわからないという話になりますから、そこも踏まえてこれからの税制改正に取り組んでいただきたいというお願いをさせていただいた、それに対して、趣旨はよくわかりました、そういうお答えをいただいたということであります。

○山井分科員 私は全く理解できないのは、何十万人、あるいは百万人以上にはねるかどうかもまだ決まっていないのに、よくこんなことをやるなという気がするんですよね。ただでさえアベノミクスでこれから生活必需品は上がっていくのに。

それで、十八ページにありますますが、例えばですけれども、六・五%、そのまま扶助基準に連動して非課税世帯が下がったとすれば、例えば、粗い機械的な試算を私がやりましたが、そうしたら、介護保険料がアップする人、百七十八万人、もちろんこの人は、介護保険料だけじゃなくてダブルで、今まで非課税だったのが課税になるわけですからね。おまけに、一割負担の介護保険の上限が、今まで二万数千円だったのが三万数千円に上がっていく、さらに、特養に入るときにはホテルコストの自己負担も上がる、そういう恐ろしいことにこれはなっていくわけであります。

それで、その意味では、これは田村大臣に改めてお聞きしたいんですが、私、一つわからないのは、私の立場を申し上げますと、こういうインフレの中でデフレを理由に引き下げるといえるのはおかしいというのが、私はそもそもその立場なんです。今、一般世帯に連動させない方針だという話でしたが、生活保護基準、今回の引き下げの最大の理由はデフレですよ、四・七八%。デフレ分は、低所得者の方々も生保世帯も、同じ日本にデフレの中生きているわけですから一緒だと思うんですが、生保世帯はデフレだから下げますよ、でも、低所得者世帯は、デフレだけれどもその影響は与えないようにしたいんですと。その差はなぜなんですか。同じデフレなんじゃないんですか、日本は今。

○田村国務大臣 なぜデフレの部分で今回適正化したかというのと、それは、ずっとデフレ部分に関して対応してこなかったからですよ、だから下げるといえる話になった。しかし、一般の低所得者の方々には当然収入が減っているわけでありますから、デフレに伴って、でありますから、今回、引き下げるといいますか、その間には対応しようという話であります。

○山井分科員 その答弁は全く理解できません。今まで、なぜならば、この総務省の見解の中でも、平嶋審議官にお答えをいただきたいんですが、この十五ページにありますますが、地方住民税の原則というのは、非課税限度額につきましては、均等割にあっては前年の生活扶助額の水準を上回るように設定されてきた。つまり、こういうインフレやデフレの状況に連動して生活扶助基準が動き、それに連動して地方住民税も決められてきたということなんです。

ということは、これは、平嶋審議官、今回、この今までの総務省の大原則、非課税限度額と生活扶助基準を連動

させているというこの大原則を変える可能性もあるということですか、来年度。それとも、原則は変えないけれども、その連動幅をちょっと小さくするかもしれないということですか。

○平嶋政府参考人 お答えいたします。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたとおり、厚生労働省の御意見を十分に伺って、与党税調での議論を経て決まることとなっておりますが、今までも生活保護基準あるいは生活扶助基準を勘案して決めてきたということは事実でございます。

○山井分科員 ということは、これからも生活保護基準を勘案して決めるということですか。

○平嶋政府参考人 私どもとして今までの考え方はそうであったという事実を前提として、検討してまいるといふことになると思います。

○山井分科員 ということなんですよ。ですから、勘案して決める以上、六・五%、最大幅、今まで最高下がったのは〇・九ですからね、その七倍以上今回下がるといふことは、住民税非課税限度額も大幅に下がると考えるのが普通であるということにならざるを得ないわけなんですね。

それで、私は、田村大臣に申し上げたいのが、すごくひっかかるのは、生保の引き下げを一般の人に連動させるなどというときに、非常に心配するのは、何か生保の人だけいじめられているような印象を非常に受けるんです。生保の人も低所得者世帯なんですよ。だから、やはりそこは、なぜ、ほかの人に連動をさせたくないのに生保の人はさせるのかというのがよくわからない。この後、長妻さんから、今回のデフレの四・七八%というの是非常におかしいという議論が出てきますが。

だから、そういう意味では、そこは私は、一步間違うと生保の方々に対する差別になるのではないかというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 生保の方々も、今回、生活扶助が下がりますけれども、それによって何らかの今受けておるような恩典といいますか恩恵がなくなるというわけじゃないんですよ。そういう話じゃないですよ。

要するに、今言われたのは、生活扶助の金額を参考にしながら住民税の最低限度額を決めている、しかし、それを上回らなきゃいけないという話でありますから、上回っている状況は、これは変わらないんですよ。ですから、そういうような中で、要するに、生保の方々も、扶助額は下がりますけれども、他の部分で何ら今よりも権利を奪われるわけではないわけでありまして。

一方で、今の住民税非課税限度額が仮に変わらなかった場合、すると、それは、誰も今と何ら状況は変わらないわけでありまして、生保だけがなぜいじめに遭ったかというような御発言でありますけれども、そんなことはありません。

ただ、一方で、生活扶助額に対しての適正化というものは、いろいろな議論の中で、これはもうやる時期であるというお話でございましたから、その中でこれをさせていただいたということでもございまして、他の部分に影響が出るというものではございません。

○宮路主査 山井和則君、もう時間が来ておりますので。

○山井分科員 そうしたら、ストレートに聞きます。

例えば、住民税非課税限度額によって、介護保険料が、今後、六・五%のことで上がる人は、必ず百万人以下ですか。あるいは、必ず五十万人以下ですか。そこは、厚生労働大臣としてどう考えておられるんですか。これ以下だというのはあるんですか。

○田村国務大臣 なるべく影響が出ないように努力をしていただく、我々も努力するというところでございます。

○宮路主査 もう時間が来ておりますので、手短かにお願いします。

○山井分科員 はい、もう終わりますが、私は、残念ながら、参議院選挙前はそういう答弁で乗り切って、来年の四月以降、やはり税制の原則は変えられないよねということになって、はねちゃったということになるのが非常に心配なんです。

私は、やはり今の答弁を聞いていて、甘いと思いますよ。下がらなかったらと、そんな、今まで、〇・九下げたときでも一以上下がっているのが、六・五下げて下がらないはずがないじゃないですか、普通に考えたら。やはりそういう意味で、私なんかは、この三カ月、このことで本当に夜も眠れないぐらい、すごい心配なんですよ。

残念ながら、田村大臣の答弁を聞いていると、いや、影響は出ないですよ、実質下がらないですよと、それはおかしいですよ。ほかの大臣がそう言ったとしても、本来、厚生労働大臣は、心配で心配で眠れないんだというぐらいのことでないと、私は、本当に日本じゅうの低所得の方や子供たちは心配だと思いますよ。

ぜひともここは、私たちも野党、与党関係なく、子供たち、低所得者を守る必要があるわけですから、私も頑張っ
てまいりたいと思います。

以上です。